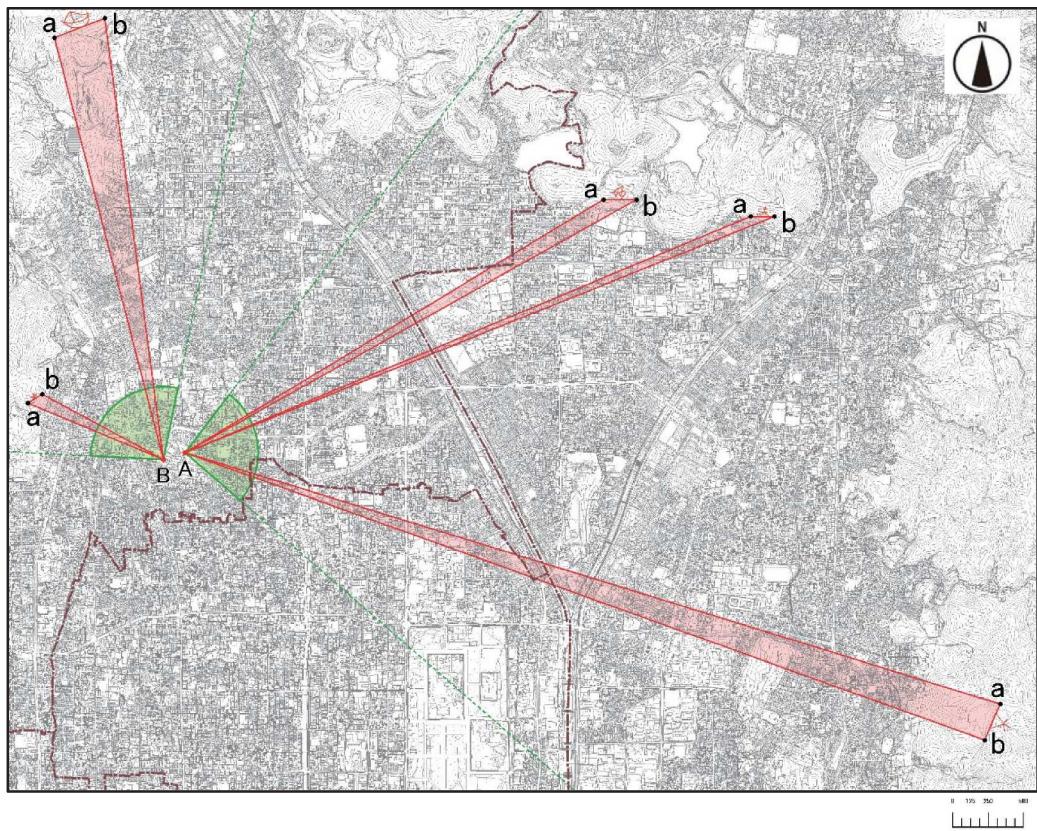


## (45) 船岡山公園からの「大文字」、「妙」、「法」、「船」、「左大文字」



### ●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	船岡山公園の点A
■	眺望空間保全区域	視対象となる「大文字」、「妙」、「法」のそれぞれにおいて、底辺上に位置する点a及び点b並びに視点場の点Aに高さ1.5mを加えて得られる点の3点を頂点とする三角形の面(標高面)を水平に投影した範囲
■	近景デザイン保全区域	視点場の点Aからそれぞれ「大文字」の中心を向いて右へ22.5度の方向に引いた直線と「妙」の中心を向いて左へ22.5度の方向に引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲
□	遠景デザイン保全区域	視点場の点Aからそれぞれ「大文字」の中心を向いて右へ22.5度の方向に引いた直線と「妙」の中心を向いて左へ22.5度の方向に引いた直線とで挟まれた範囲(近景デザイン保全区域を除く。)



### ●保全区域の基準

眺望空間保全区域		・ 建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。		
近景デザイン保全区域		1 建築物等は、船岡山公園から眺める「大文字」、「妙」、「法」、「船」、「左大文字」の各「しるし」及びそれらの間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
近景デザイン保全区域	形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とすること。</li> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部は、各「しるし」及びそれらの周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。</li> </ul>	
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>各「しるし」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	
遠景デザイン保全区域			<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	